

<公費解体>

申請時に必要な書類		
○公費解体の申請書		市の申請様式
○申請者の身分証明書(コピーでも可)※申請の提出を委任する場合は受任者の身分証明書。		各発行機関
1点で可	運転免許証,パスポート,在留カード,個人番号カード,その他(国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの)	
上記がない場合、 2点必要	国民健康保険,健康保険,船員保険もしくは介護保険の被保険者証,共済組合員証,国民年金手帳,国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書,学生証,社員証,その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
○罹災証明書(被災証明書)または令和6年能登半島地震による被災を証する書類(コピーでも可)		家屋…税務課 被災を証する書類…建築士
○登記事項(建物)全部証明書(現在の建物所有者が記載されているもの) <発行日から3か月以内のもの> ※建物が未登記の場合は、固定資産税(評価・課税)証明書でも代用できます。 ※課税証明記載なしの場合、土地の登記事項証明書。		法務局 ※未登記の場合の固定資産税(評価・課税)証明書は税務課 ※土地の登記事項証明書は法務局
○建物配置図(解体する建物等を明記したもの) ※敷地内の家屋を上から見たときの配置及び概ねの形状・寸法がわかるもので、解体希望と残す家屋を明示して方位を記載したもの。手書きでも可。		市の申請様式
○被災状況が分かる写真 解体を希望する家屋を2方向以上から撮影したもの、建物の被災状況がわかるもの等なるべく多く。被災当時から倒壊・腐食が進行している場合は、進行状況が時系列で分かるものであれば望ましい。		(任意様式)

場合により必要な書類		
○委任状 <実印押印、印鑑登録証明書(発行日から3か月以内のもの)の添付が必要> ※申請者と所有者が異なる場合		市の申請様式
○同意書(共有名義人、相続権者) <実印押印、印鑑登録証明書(発行日から3か月以内のもの)の添付が必要> ・共有名義人…解体する建物の所有者が複数いる場合 ※申請者以外の全ての所有者分が必要 ・相続権者…解体する建物の所有者が死亡している場合 ※全ての相続人分が必要		市の申請様式
○同意書(建物に関する権利設定者) <実印押印・印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの)の添付が必要> 解体する建物に抵当権等が設定されている場合		市の申請様式
○同意書(隣接地所有者) 現地調査の結果により、足場を設置するなど解体作業に隣接地の了解が必要な場合		市の申請様式
○同意書(借家人) 現地調査の結果により、借家人の同意が必要な場合		市の申請様式
○所有者(未成年者)と法定代理人(親)の親子関係が分かるもの 解体する建物の所有者が未成年者であり、法定代理人(親)が申請をする場合に必要		戸籍謄本 (本籍地の役所)
○成年後見登記の登記事項証明書 解体する建物の所有者が成年被後見人であり、成年後見人が申請をする場合に必要		法務局
○相続したことが分かる書類一式 ※解体する建物の所有者が死亡している場合に必要 ・遺産分割協議書 ・公正証書遺言書 ・相続関係図 ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の現在の戸籍などの相続関係証明書類 など		戸籍謄本・除籍謄本については本籍地の役所
○商業・法人登記簿謄本(資本金が分かるもの) <発行日から3か月以内のもの> ※建物の所有者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の場合		法務局

個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。